

身近な方を自死で亡くされた方は、混乱した状況の中、複数の法律問題に同時に見舞われることが非常に多くあります。ところで、これらの法律問題（相続放棄、労災申請、損害賠償請求、生命保険金請求等）の多くには、短期の期間制限が設けられており、放っておくと不利益が生じてしまう場合もあります。

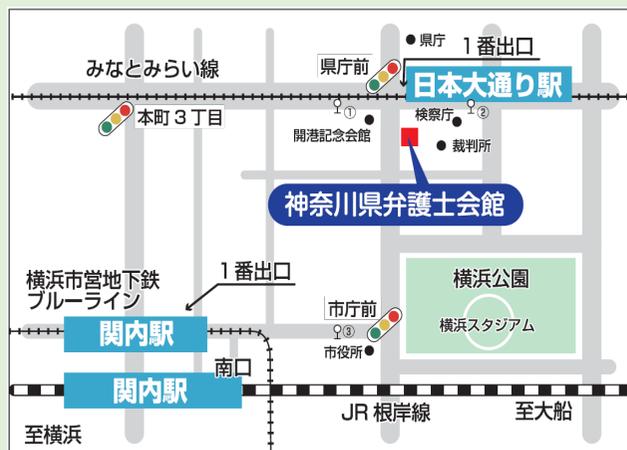
神奈川県弁護士会では、担当の弁護士が、身近な方を自死で亡くされた方に寄り添って法律相談を行っております。

自分では対応できないと思ったら、一人で抱え込まないで、まずはお電話でご相談ください。

お問い合わせ先：神奈川県弁護士会



〒231-0021  
横浜市中区日本大通9  
TEL 045-211-7705



神奈川県弁護士会 自死遺族ホットライン

045-228-7832

(2017年6月から開始!)

まず、上記電話番号にお電話をいただければ、24時間以内（土日祝日を除く）に担当の弁護士から折り返しのお電話をいたします。

電話受付時間

平日 午前9時30分～12時  
午後1時～午後4時30分

電話相談料 無料（20分程度）

\*無料電話相談は、おひとり様1回のご利用とさせていただきます

身近な方を自死（自殺）で亡くした方のための  
法律相談

# 自死遺族 ホットライン

神奈川県弁護士会



例えばこのようなことでお悩みではないですか。一人で抱え込まないで、まずはお電話でご相談ください。

## 相続、相続放棄等

- ・遺族には、突然の相続問題が生じる可能性があります。特に、自死された方に借金があったり、アパートや鉄道で自死された場合には、遺族は、借金や損害賠償債務等を相続してしまう可能性があります。この場合には、相続放棄等の手続きにより、相続を免れられる場合があります。

## 不動産トラブル

- ・アパートなどで自死された場合、遺族が、大家から損害賠償や多額のリフォーム費用等を請求される場合があります。この場合には、弁護士が間に入り、交渉を行うことができます。

## 鉄道会社からの請求

- ・鉄道で自死された場合、鉄道会社から損害賠償を請求される場合があります。この場合にも、弁護士が間に入り、交渉を行うことができます。

## 労災（過労自死）

- ・職場での悩み（長時間労働、パワハラ等）に起因する精神不調によって自死された場合、労災として補償を受けられる場合があります。また、会社や加害上司に対する損害賠償請求が認められる場合もあります。

## 生命保険

- ・生命保険には、契約後数年間（免責期間）以内の自死に対しては、保険金を支払わないとの規定があります。しかし、免責期間中の自死についても、自死された方の精神状態等の事情に鑑み、保険金の支払いを受けられる場合があります。